二　都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

4　第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

5　総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

6　総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

7　総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

8　総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

9　第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金（第十一項において「特例控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。

10　第二項から第八項までに規定するもののほか、指定及び指定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第三百十七条の二第一項ただし書中「第二項」を「第十一項」に改める。

第三百二十一条の八第四十項及び第四十一項中「第二十条の五の二第一項又は第二項」に改める。

第七百一条の四十一第二項中「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を削る。

第九章第四節中第七百九十条の次に次の一条を加える。

（総務大臣への報告）

第七百九十条の二　機構は、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他やむを得ない理由により、第七百六十二条第一号イに掲げる通知を行う者のうち全部又は一部のものが当該通知を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行うことができないと認めるとき（当該理由となつた事象が総務省令で定める軽微なものであるときを除く。）は、直ちに、当該事象の状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

附則第三条の三第二項第三号及び第五項第二号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十三年度」を「平成四十五年度」に改め、同項第一号中「第十二項」を「第十七項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四十一条第三項第二号」を「第四十一条第五項」に改め、「特定取得」の下に「又は同条第十四項に規定する特別特定取得」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「平成四十三年度」を「平成四十五年度」に改め、同項第一号中「第十二項」を「第十七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「第六項の」を「前項の」に、「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第四十一条第三項第二号」を「第四十一条第五項」に改め、「特定取得」の下に「又は同条第十四項に規定する特別特定取得」を加え、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「前三項」を「前二項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

附則第五条の五第一項中「同条第二項第二号」を「同条第十一項第二号」に、「第三十七条の二第二項に」を「第三十七条の二第十一項に」に、「同条第一項第一号に掲げる寄附金」を「同条第二項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同項第一号及び第二号中「第二十七条の二第二項第一号」を「第三十七条の二第十一項第一号」に改め、同条第二項中「同条第二項第二号」を「同条第十一項第二号」に、「第三百十四条の七第二項に」を「第三百十四条の七第十一項に」に、「同条第一項第一号に掲げる寄附金」を「同条第二項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同項第一号及び第二号中「第三百十四条の七第二項第一号」を「第三百十四条の七第十一項第一号」に改める。

附則第五条の六第一項中「及び第二項」を「及び第十一項」に、「第三十七条の二第二項第一号」を「第三十七条の二第十一項第一号」に改め、同条第二項中「及び第二項」を「及び第十一項」に、「第三百十四条の七第二項第一号」を「第三百十四条の七第十一項第一号」に改める。

附則第五条の七第一項中「第三十七条の二第一項及び第十一項」に、「第三十七条の二第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに」を「第三十七条の二第十一項各号列記以外の部分及び第十二項並びに」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同条第二項中「第三百十四条の七第一項及び第十一項」を「第三百十四条の七第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに」を「第三百十四条の七第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、同条第十一項及び」に、「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附則第六条第五項中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に改める。

附則第七条第一項中「第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金」を「第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「同号」を「第一号」に、「第二項」を「第十一項」に、「地方団体の長に」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（以下この項から第六項までにおいて「都道府県知事等」という。）に」に、「当該地方団体の長」を「当該都道府県知事等」に改め、同条第二項中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項第三号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同条第四項及び第五項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同条第六項中「地方団体に対する寄附金に係る」を「特例控除対象寄附金」に改め、同項第三号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同項第四号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同条第八項中「第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金」を「第